地域公共交通計画認定申請書の提出について（概要）

資料１

概要について

本町は令和４年３月に能勢町地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）を策定し、公共交通施策の推進に取り組んでいます。

今般、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、町内における公共交通を持続性のあるものとするため、下記の国庫補助金の申請を行うものです。

なお、補助金の活用に当たっては、令和２年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、交通計画の策定及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となっており、令和６年３月に交通計画の一部改訂を行いました。

今回、下記補助金について、計画認定申請を行うものです。

▼活用予定の補助金について

補助金名	**地域間幹線系統確保維持費国庫補助金**	**地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金**
概　要	・地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援 ・補助率は補助対象経費の１／２	・幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援 ・補助率は補助対象経費の１／２
補助金申請を行う交通モード	路線バス西能勢線 （能勢町宿野系統・口山内系統）	能勢町乗合タクシー （令和６年４月から本格運行に移行）
補助対象事業者	路線バス事業者	地域公共交通会議
補助対象期間	令和７年度事業 （令和６年 10 月から令和７年９月） ※令和６年度事業分は大阪府乗合バス地域協議会にて昨年に申請済み	・令和６年度事業 （令和６年４月から令和６年９月） ・令和７年度事業 （令和６年 10 月から令和７年９月）

▼今後の主なスケジュール

R6.6 月
計画認定申請
（R6・7 年度事業分）

▶

R6.11 月
補助金交付申請
（R6 年度事業分）

▶

R7.1 月
自己評価
（R6 年度事業分）

▶

R7.3 月
補助金交付
（R6 年度事業分）

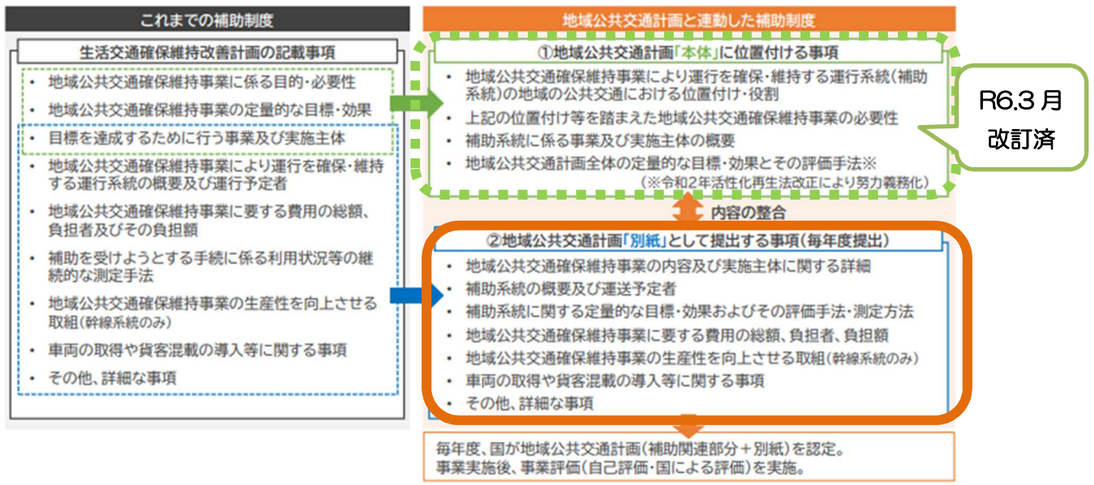

（出典：国土交通省資料）

申請内容について

補助金名	**地域間幹線系統確保維持費国庫補助金**	**地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金**
補助系統の概要及び運送予定者	・補助系統の概要：路線バス西能勢線（能勢町宿野系統・口山内系統） ・運送予定者：阪急バス（株）	・補助系統の概要：能勢町乗合タクシー（区域運行） ・運送予定者：日の丸ハイヤー（株）
補助系統に関する定量的な目標・効果およびその評価手法等	▸事業の目標 ・収支１％以上の改善。 ▸効果 ・本町の生活交通が維持され、自動車等を利用できない高齢者等（通学者を含む）の社会参加やふだんの生活（通学、通院、買い物等）に必要となる移動手段、地域の利便性（主に鉄道駅アクセス）が確保される。	▸事業の目標 ・１日当たり利用者数を 25 人以上とする。 ・収支率を 16.7%とする。 ・財政負担金額を 9,079 千円とする。 ▸効果 ・町内の交通空白地の解消及び地域住民の移動手段の確保。 ・幹線系統のバス停に接続することにより、路線バスの利用増加を図る。
費用の総額・負担者・負担額	・本町は、上記の運送予定者に対して、運行経費から運賃収入を控除した額（欠損額）を補助金として支払う。 ・国庫補助金が充当される際は、上記欠損額に国庫補助金を充て残りの赤字欠損額について本町が負担する。 ・国庫補助額（見込）：7,782 千円（運行実績により減額の可能性あり）	・本町は、上記の運送予定者に運行業務を委託し、運行経費から運賃収入を控除した額（欠損額）を委託料として支払う。 ・国庫補助金が充当される際は、上記欠損額に国庫補助金を充て残りの赤字欠損額について本町が負担する。 ・国庫補助上限額（参考 R5 年度）： 対象人口×120 円＋200 万円（あくまで上限額であり、運行実績により減額の可能性あり）
事業の生産性を向上させる取組	（１）住民への広報・啓発による利用促進 （２）能勢町域を運行する乗合タクシーによる公共交通の補完 ※生産性向上の取組の検討（参考資料３ P21）	― （幹線系統のみ）
地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体	・住民への認知度を高めるため、交通ガイドブックの配布を行う等の利用促進の取組に努めるとともに、上記の生産性向上の取組に定める取組を実施する。 （町、事業者）	・ミーティングポイントの追加など利用促進に向けた検討を行う。（町、事業者） ・利用状況を町ホームページ等に公開し利用促進を図る。（町） ・いきいき百歳体操など地域住民の集いの場にて、乗合タクシーの運行概要などを説明し、利用者増加を図る。（町、事業者）
その他	・表３：平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要（参考資料３ P10） ・表４：「広域行政圏」の中心市町村に準じる生活基盤が整備されている市町村の認定（参考資料３ P11） ・計画の包括的な合意（参考資料３ P12）	― （幹線系統のみ）

※申請書を国に提出するに当たり、様式や表現等の修正があった場合は、事務局にて対応いたします。